

第5回審議会意見への対応一覧

基本施策	NO.	施策名	意見等	回答 / 対応の方向性
1-4 障害者サービスの充実	16	障害者の社会参加支援	「市民に期待すること、協働で取り組むこと」の5つめ、「清掃等の」という例示は誤解を生む可能性があるのでは、見直しが必要ではないか。	障害のある人とない人との相互交流、相互理解といった趣旨が伝わる表現に見直した。
1-5 社会保障制度の充実	21	国民年金の普及	「現状と課題」の冒頭の文章がわかりにくいので、整理が必要ではないか。	整理し修正した。
1-6 生活の安定の確保	22	低所得者の自立支援	「現状と課題」の3段落め、「後発医薬品への使用切替え」については、低所得者だけに求められることではないので、誤解を招かない表現に見直しが必要ではないか。	表現を見直した。
			施策19では「ジェネリック医薬品」という表現が用いられている。統一を検討してほしい。	表現を統一した。
			「主要な事務事業」について、「ホームレス自立支援事業」が「生活困窮者自立支援事業」に吸収されるのに伴い、ホームレス自立支援に関する取組を「生活困窮者自立支援事業」の取組欄に追記すべきではないか。	ホームレス巡回相談事業について追記した。
	23	勤労者の生活支援	施策名が幅広い意味の表現となっているのに対し、実際の取組内容は福利厚生が中心となっており、違和感を感じるがどうか。 施策名に副題をつけるのはどうか。	施策名を内容にあったものにした。
2-3 生活環境の保全	29	環境に配慮した活動の促進	太陽光発電システムの、防災面との連携について触れる必要があるのではないか。	「施策の方向性」に、防災面との連携について追記した。
			指標「小・中学校への太陽光発電システムの導入校数」について、太陽熱利用システムも対象となるため、「等」をつけてはどうか。	指標名に「等」を追記した。
	31	公害対策の推進	「市民に期待すること、協働で取り組むこと」の3つめ、「お互いに生活様式、文化の多様化を理解する」は公害に限ったことではないので、表現の工夫が必要ではないか。	「市民に期待すること、協働で取り組むこと」の記述を修正した。
2-5 交通安全・地域安全の推進	35	交通安全の推進	「施策の方向性」にナビマークに関わる取組を追記してはどうか。	「施策の方向性」に自転車ナビマークの整備について追記した。
			「市民に期待すること、協働で取り組むこと」の1つめに、実例を踏まえ、「民生委員」を追記してはどうか。	現状は民生委員全体としての参加ではないため、追記しない。

主担当部	福祉保健部	主担当課	障害者福祉課
関連課			

4 障害者サービスの充実

施策 16 障害者の社会参加支援

(1) 現状と課題

障害のある人への偏見や差別をなくすため、障害者軽スポーツ大会や講演会等を実施して障害に関する偏見等を取り除き理解を深める機会を提供してきました。しかし、一見して障害があるとわからない場合や、難病・高次脳機能障害や発達障害など周知されていない障害も多く、さらなる啓発に努めていく必要があります。

また、市では、障害のある人が社会へ出ていく手助けをするため、タクシー券やガソリン費の助成などを行ってきましたが、限られた財政状況の下では、適切なサービスを適切な対象者が受給できるように制度を見直すことで、事業の持続可能性を確保する必要があります。平成28年度には、タクシー券とガソリン費の助成の対象者要件に所得基準を設けました。タクシー券については、高所得者を対象外とする一方、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者として追加しました。そのほか、外出した際の周囲の理解や手助け不足等により、外出がおっくうになり孤立する場合もあるため、社会参加が妨げられることのないようにサポート体制を整備する必要もあります。

(2) めざす姿

障害の有無にかかわらず個性と人格が尊重され、差別のない平等なまちづくりができています。また、障害が原因となってやりたいことが制限されることなく、バリアフリーも進んでおり、積極的な社会参加が可能となっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
障害者地域 交流促進事業 参加者数 (人)	障害者軽スポーツ大会、WaiWaiフェスティバル、プール開放の参加者数です。増加を目指します。	2,826人 (H23年度)	2,955人	3,743人 (H27年度)	5,000 人	
移動・移送 サービス利用 者数(人)	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。今後の需用に対応し、増加を見込みます。	3,980人 (H23年度)	4,300人	3,878人 (H27年度)	4,200 人	

（４）施策の方向性

- ・障害に関するイベントや講演会等の開催内容を障害のある人もない人も参加したくなるような魅力あるものとし、また、イベント等の情報を市民の方へ周知する方法を工夫し、参加を促していきます。
- ・学校等の教育機関と連携し、福祉教育の充実を図ることにより、児童、生徒等の障害者理解を促進します。
- ・外出に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促していきます。
- ・障害者差別解消法は、行政機関や自治体、事業者などに対し、障害者への不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。差別の解消を推進していくためには、行政機関、自治体、事業者などをはじめ、市民一人ひとりが障害について理解することが必要です。市では、様々な障害についての特徴や配慮してほしいことをまとめた障害啓発パンフレットを発行し、市民や関係機関等へ配布することで、障害理解の促進を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
障害者地域交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルを開催します。 ・障害のある人に対するプール開放を行います。
障害者自立移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー券の助成を行います。 ・ガソリン等費用助成を行います。 ・平成28年度より対象者要件に所得基準を設けました。福祉タクシー券については、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象者として追加しました。
障害者奉仕者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の養成を行います。 ・点字講習会を開催します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・障害のある人に対する偏見をなくし、理解に努める。
- ・地域で困っている障害のある人がいる場合に積極的に声かけや手助けをする。
- ・地域の障害者施設で開催されている行事や、市主催の催し等へ積極的に参加する。
- ・ボランティア団体、社会教育団体等は、市と連携・協力し、障害に関するイベント等の企画、実施に参加する。
- ・障害のある人自身も地域で行われているイベントなどに参加し、積極的に地域住民と交流する機会を持つ。

主担当部	市民部	主担当課	保険年金課
関連課			

5 社会保障制度の充実

施策 2 1 国民年金の普及

(1) 現状と課題

国民年金への未加入や保険料不払いによる無年金者が増加傾向となっていることから、市では、国民年金第1号被保険者への加入について市民に勧奨し、保険料納付率を上げること
に努めるとともに、一方で保険料の納付が経済的に困難な方には、納付義務免除・納付猶予・
学生納付特例の各制度を周知することで、無理なく払えて将来の安心につながる年金の実現
に取り組んできました。

めまぐるしく変化する年金制度について市民に正しく理解され、さらに納付率が上がるよ
う、また、必要な手続きが適切に行えるよう、日本年金機構と協力連携して情報を正しく市
民に向けて発信することが、市には引き続き求められています。

(2) めざす姿

市民の国民年金についての正しい知識と理解が一層深まり、広く行き渡り、加入も
促進され、保険料納付率も上がっています。

市民にとって、国民年金の加入が、高齢を迎えたり、障害を負ったり、あるいは大
切な働き手を失ったりして経済的危機に直面しても、生活の支えの一助となっていま
す。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
国民年金保険料の納付率(%)	国民年金第1号被保険者の納付対象月数に占める納付実施月数の割合で、増加を目指します。	58.6% (H23年度)	60.0%	62.0% (H27年度)	67.1%	

(4) 施策の方向性

- ・市民にいちばん身近な立場で、今後行われる制度改正等について、正確でわかり易い情報を、窓口・広報・ホームページ等ネットワークを通じて発信します。
- ・市民に寄り添った親身な窓口相談業務を遂行し、一人ひとりのニーズに適った手続きが行えるよう、社会保険労務士等専門家や年金事務所職員等関係機関との協力・連携を強化し、相談の結果、市民の高い満足度を得られるよう目指します。
- ・マイナンバーの運用が始まった場合の手続きの簡素化等、また、新庁舎建設に伴い、明るく・見やすい・待たせない窓口業務の実現と市民の利便性向上を図ります。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
年金窓口相談業務	・日本年金機構と協力連携し、年金相談等を通じてより一層正確で丁寧な情報を市民に提供します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

市の相談窓口は、日本年金機構と連携し法定受託事務等を執行しています。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・国民年金制度を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、保険料を確実に納め(納付が困難な方は免除制度等を利用)未納がないように努めることで、将来、確実に年金を受給できる権利を確保する。
- ・将来にわたって制度を維持させることが、老後への不安解消にもつながることを理解し、保険料をしっかりと納める。

主担当部	福祉保健部	主担当課	生活援護課
関連課	地域福祉推進課		

6 生活の安定の確保

施策 2 2 低所得者の自立支援

(1) 現状と課題

近年、国の経済対策等により一部に好況感もある一方で、就労できない高齢者や障害者、非正規雇用で働く方などにはその影響が及びにくく、依然多くの方が経済的に困難な生活を送っていると考えられます。

平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、市では経済的な困窮者に対し、生活や就労について生活保護制度とも連携しながら、包括的に相談支援できる体制の整備を図っています。また、子どもの学習支援事業により貧困の連鎖防止にも努めていますが、社会的に孤立し、誰にも相談できずに困窮状態にある方を把握し、いかに早期の支援につなげていくかが課題となっています。

また、生活保護受給世帯等の経済的自立に一定の効果が見られる就労・自立支援に加え、今後は早期離職の防止など、安定就労につなげる施策が必要です。さらに、ジェネリック医薬品への使用切替えや生活習慣病の重症化予防など、きめ細かく保健指導・生活指導等に努める必要があります。

(2) めざす姿

経済的に困窮する市民が相談を受けられる体制が整備され、相談者の状況に応じた情報が提供されることで、生活保護をはじめとする様々な施策により困窮の解消が図られています。その中で、社会的に孤立し、自ら困窮の状況を発信できない方に対しても、市と地域の協力のもと必要な支援が行き届いています。

また、生活保護を受給している世帯に対しては、自立支援プログラム等を活用した自立の支援が図られ、安定した生活が送れるようになっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
自立世帯数 (世帯)	生活保護の受給を終了した件数のうち、経済的自立により廃止になった世帯数です。増加を目指します。	59世帯 (H23年度)	120世帯	55世帯 (H27年度)	80世帯	
生活保護受給者の就労 定着率(%)	就職決定後に就労を3か月継続できた割合です。就職後も電話や面接で相談できる体制を整えるなど定着支援を実施し、増加を目指します。	-	-	69.2%	75.0%	
生活保護受給者のジェネリック医薬品の数量 シェア(%)	ジェネリック医薬品がある薬剤のうち、ジェネリック医薬品が処方されている数量の割合です。治療に問題がなければジェネリック医薬品への切り替えを勧めるなど、増加を目指します。	-	-	73.0%	80.0%	

(4) 施策の方向性

- ・経済的に困窮する市民からの相談に対して、相談者の状況を的確に把握し、生活保護をはじめとする様々な施策の活用が図れるよう支援を行います。
- ・潜在的な困窮状態にある方々については、民生委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、わがまち支えあい協議会など、身近な地域で相談支援機能を担う関係機関と連携を図り、早期の把握、早期の支援に努めます。
- ・生活保護受給世帯に対しては、安定就労につながる支援を強化することで早期離職を防ぎ、医療・介護扶助についてはその適正化につなげるとともに、安定した生活が送れるよう、保健指導・生活指導をきめ細かく行います。
- ・困窮世帯の子どもへの学習支援では、より広く市民や企業の力を借りる手法等を検討し、市民等と協働で貧困の連鎖防止に努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などと連携し、地域で孤立している方を支援につなぐよう努めます。 ・家計相談等の任意事業の適切な運用により、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。 ・ホームレス巡回相談事業により、ホームレスの把握に努め、必要な支援を行います。
生活保護費扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援などの適切な支援を行い自立に向けた支援を行います。医療費の削減に資する有効な対策を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の中では対応できない、自立に資するための支援を行います。 ・貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の支援について重点的に実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・地域の中で孤立し、困難を抱える方がいたときに、わがまち支えあい協議会など住民主体の助け合い活動を通して、課題の解決を図る。
- ・生活困窮者や生活保護受給者が、社会とのつながりを結び直すことができるような社会的な居場所づくりを進める。
- ・困窮世帯の子どもの学習支援を通して、地域での交流が図られる関係を構築する。

主担当部	生活環境部	主担当課	住宅勤労課
関連課			

6 生活の安定の確保

施策 2 3 勤労者の福利厚生支援

(1) 現状と課題

中小企業の勤労者からの福利厚生に対する要望は強く、福祉の増進のためにも必要性が高い事業ですが、個々の事業所での実施は資金的、経営的に困難な状況が多く見受けられます。このことから、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が実施する「ワークぴあ府中」(福利厚生事業)に加入することで中小企業の福利厚生の充実を支援しています。

今後、中小企業の勤労者に対するさらなる福祉の増進へ向け、会員の加入を促進するとともに、同公社の安定した経営の確立を図る必要があります。

(2) めざす姿

公社が実施している中小企業の福利厚生事業への加入者が増え、充実した福利厚生事業が市内の中小企業の事業主や勤労者に提供されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
中小企業勤労者の加入率(%)	300人未満の事業所(中小企業)が、公社の福利厚生事業に加入しているかを測定します。増加を目指します。	9.0% (H23年度)	10.5%	10.1% (H27年度)	10.5%	

(4) 施策の方向性

・中小企業勤労者の福利厚生事業の充実による福祉の増進を図るため、府中市勤労者福祉振興公社に、会員の加入促進や会費の効果的な運用を促し、同公社の自立度の高い安定した経営の確立へ向けた支援を行います。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
補助金 勤労者福祉振興公社運営費	・中小企業の福利厚生事業を実施する府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） _____ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・多くの中小企業が公社の実施する福利厚生事業に加入し、勤労者の福利厚生を充実させる。
- ・福利厚生事業を利用し、健康で安定した生活を維持する。

主担当部	生活環境部	主担当課	環境政策課
関連課	総務課、建築施設課		

3 生活環境の保全

施策 29 環境に配慮した活動の促進

(1) 現状と課題

市では、平成23年に策定した府中市地球温暖化対策地域推進計画について、社会経済の変化、エネルギー構成の変化や地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、中間見直しを行いました。地球温暖化防止のためには、更なる環境に配慮した活動が必要であり、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を市民、事業者との協働で実施することにより、率先して取組を推進していく必要があります。

環境に配慮した活動が十分浸透するよう、環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められています。また、環境に配慮した活動の推進といったソフト面だけでなく、太陽光発電システムや高効率給湯器等環境配慮型設備の設置といったハード面においても取組を実施し、二酸化炭素排出量の削減のみならず、快適性、防災性を備えたスマートエネルギー都市を構築する必要があります。

(2) めざす姿

環境保全に関する適切な情報の提供や交流を行うことにより、市民一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、積極的に環境に配慮した行動を実践しています。また「低炭素」・「快適性」・「防災性」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を構築しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
二酸化炭素 排出量(t - CO ₂)	エネルギー使用量に温室 効果ガス排出係数を乗じ た二酸化炭素排出量の1 3%の削減を目指しま す。	917.5千t - C O ₂ (H2年度) 府中市の二 酸化炭素排出 量	15%以上 の 削減 (H32年 度)	1145.1千t - CO ₂ (H25年度) 府中市の 二酸化炭素 排出量	平成25 年度比1 3%の削 減 (H34年 度)	
省エネ行動 の取組み率 (%)	府中市地球温暖化対策 地域推進計画中間見直し 時に実施した市民アンケ ート設問である省エネ行 動(エアコンの温度調整) の取組み率向上を目指し ます。	-	-	37% (H28年度) 市民アンケ ート結果	100% (H34年 度)	
小・中学校 への太陽光 発電システ ム等の導入 校数(校)	公立小・中学校を対象 に、太陽光発電システム や太陽熱利用システ ムを、施設の建て替え及び 大規模修繕等の際に導 入する学校の増加を目指 します。	-	-	3校 (H27年度)	5校 (H34年 度)	

(4) 施策の方向性

- ・市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。
- ・市民・事業者・学校等と協働し、環境まつり等の環境啓発事業を継続して実施するとともに、市民が環境について自ら学ぶ機会を支援するため、環境保全活動センターが連携先等の調整役(コーディネーター)や自発的な行動につなげていく促進役(ファシリテーター)として各種事業を展開します。そのために、サポーター登録者の増加を目指すとともに、サポーターが活躍しやすい場づくりに努めます。
- ・太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、環境負荷の少ないものを選択するグリーン購入、省エネルギー活動の普及啓発を行い、市民が負担なく環境にやさしい生活スタイルへ転換するよう進めます。また、公共施設の新築、改築をする際には、省エネルギー機器の導入、災害発生時にも使用可能な太陽光などの継続的に利用可能な再生可能エネルギーの有効利用を進めます。
- ・スマートエネルギー都市の実現に向け、個々の住宅や施設などへの環境配慮型設備の導入といった点での推進に加え、面的な取組について調査、研究を進めます。

5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
環境マネジメントシステム運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を遵守します。また、市の公共施設において、管理標準を作成し、エネルギー使用量を計画的に削減します。
環境保全活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動センターを拠点とし、市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を実施するとともに、広く市民に環境学習の機会並びに交流及び活動の場を提供します。
地球温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林におけるCO₂の吸収分と、府中市から排出されるゴミ袋を焼却する際に発生するCO₂の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。 ・公共施設の改修、建替の際には積極的に太陽光発電システム等の環境配慮型設備を導入するとともに、「低炭素」・「快適性」・「防災性」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現を目指します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・積極的に環境についての情報交換の場に参加し、正確な知識を持つ。
- ・市民に興味を持ってもらえる、わかりやすい講座を協働で企画・運営する。
- ・環境啓発イベントや環境学習講座に参加し、地域でのリーダーとして率先して環境に配慮した活動を実践する。
- ・住宅に、環境に配慮した造りや設備を取り入れる。

担当部	生活環境部	担当課	環境政策課
関連課	文化振興課、計画課		

3 生活環境の保全

施策 3 1 公害対策の推進

(1) 現状と課題

水質、大気、騒音・振動調査などを継続的に実施し監視するとともに、騒音については国等が定める基準値の維持に努めています。

公害の苦情に関しては、原因の複雑化や生活様式の多様化、地域間での繋がり希薄化により、即解決に至ることが難しいケースがありますが、迅速な対応、解決が求められます。

国、都、近隣市など関係機関との連携を密にすることにより、公害、苦情に発展する前段階での対応が課題となっています。

(2) めざす姿

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下を中心としたいわゆる典型7公害の監視体制が継続されており、事業者に対し指導、助言等を行うことにより公害の発生が未然に防止されています。また、市民、事業者が積極的に環境活動に取り組むとともに、近隣に配慮した行動に努めることにより、快適に過ごせる環境が保全されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市民1,000人当たりの公害苦情件数(件)	年間の苦情受付件数を人口1,000人当たりに換算した数値です。適正な監視・指導により、減少を目指します。	0.39件 (H23年度)	0.33件	0.43件 (H27年度)	0.29件	
騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。適正な監視・指導により、減少を目指します。	15.1% (H23年度)	13.5%	15.5% (H27年度)	11.9%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・ 公害問題は、急に新たな問題が発生することもあり、予測が難しい問題ですが、水質調査、騒音調査、振動調査、大気調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。
- ・ 公害防止のための指導や支援、情報提供などを行っていきます。
- ・ 公害の苦情・相談の受付体制を充実させるとともに、国・都・関係機関との連携を密に図り、苦情の前段階での対応に努めます。また、新たな公害問題にも迅速に対応します。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
公害防止指導対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化する公害の苦情、相談に、専門的知識を有する人材を確保し、対応します。 ・ 騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。
環境衛生分析調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質調査、ダイオキシン類調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。 ・ 各種調査において正確な結果を得るため、適正な機器の更新を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ お互いの生活様式や文化の多様化を理解することで、近隣に配慮し、公害の防止に努める。
- ・ 環境への負荷の低減に努める。

担当部	生活環境部	担当課	地域安全対策課
関連課			

5 交通安全・地域安全の推進

施策 3 5 交通安全の推進

(1) 現状と課題

駅周辺に自転車駐車を整備するとともに放置自転車対策を強化したことにより、放置自転車数は減少しており、「自転車駐車場収容可能台数」も前期基本計画目標値を上回っています。また、「交通事故発生件数」、「安心して歩道を通行できると感じる市民の割合」も目標値を上回りました。しかし、市民に自転車運転のルールやマナーが十分に浸透していないため、依然として自転車乗用中の事故が見られます。

市民の良好な生活環境を守り交通事故を減少させるため、引き続き自転車駐車場や街路灯、道路反射鏡等の交通安全施設を整備すると同時に、街路灯の LED 化を進めることで維持管理費用の削減も行っています。また、各駅周辺では継続的な放置自転車対策を進めていくことに加え、府中駅周辺では再開発事業により自転車駐車を整備します。それにより暫定的に設置した自転車置場である「ちょこ・りん・スポット」の役割を新設の自転車置場に移し、より安全な歩行空間を確保して行きます。

(2) めざす姿

交通安全のルールや正しいマナーが浸透しており、自転車駐車場や交通安全施設等の整備及び放置自転車対策が拡充されたことで、市民が安心して暮らしています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
安心して歩道を通り歩くことができる感じる市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	28.9% (H23年度)	35.0% (H29年度)	38.5% (H27年度)	40.0%	
交通事故発生件数(1,000人当たり・件)	年間の府中市内で発生した物損事故と人身事故の発生件数を、人口1,000人あたりに換算した数値です。減少を目指します。	3.2件 (H23年)	2.7件以下	1.9件 (H27年)	1.5件	
自転車駐車場収容可能台数(台)	市内の自転車駐車場の収容可能台数の合計です。放置自転車の削減に向け、増加を目指します。	22,172台 (H27年度)	21,600台	22,172台 (H27年度)	22,900台	

(4) 施策の方向性

- ・スクールゾーンなどの指定や、違法駐車取締り強化など、警察署や各関係団体の協力を得ながら、交通事故の減少に向けて交通環境の整備を推進するとともに、継続して交通安全意識の普及・啓発を図っていきます。
- ・道路管理者や協力団体と調整を図りながら、自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を強化し市民の良好な生活環境を確保します。
- ・自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設については、適切な維持管理と必要に応じ修繕又は整備を行います。
- ・自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、警察署、交通安全協会等と連携して自転車競技大会等の活動を推進します。また、自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、**自転車ナビマークの整備を推進するとともに、自転車走行空間に関する協議会（東京都、東八道路沿線四市で構成）と連携し、自転車走行空間の整備に向けた検討を進めます。**

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
交通安全意識啓発事業	・交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協力しながら啓発活動を行います。
駅周辺自転車対策事業	・市内の各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車利用者に対し自転車駐車場に駐車するよう誘導を行うとともに、放置自転車の撤去を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、保管所を統合し、自転車返還業務の経費削減に努めます。

後期基本計画素案

自転車駐車場管理運営事業	・市立自転車駐車場の円滑な業務運営を目的に、管理運営、清掃、警備、設備点検等の業務委託を行うとともに、自転車の安全利用を推進するため、自転車無料点検を行います。また、施設が老朽化しているため、設備等の修繕を適宜行います。
交通安全施設維持管理事業	・交通安全施設の適切な維持管理を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・警察・各関係団体・自治会又はPTA等が地域に密着した交通事故防止活動を推進するだけでなく、市民一人ひとりが協働で交通安全に取り組む。
- ・交通安全教育について、警察・各関係機関・関係団体の協力も得ながら、自治会・老人クラブ・学校・会社等が、自身の活動の中で、自主的に、対象に見合った交通安全教育を行う。
- ・自転車は道路等公共の場所に放置してはいけないことを理解し、自転車駐車場を積極的に利用する。